

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成25年12月20日提出
<b>【発行者名】</b>	ニッセイアセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 宇治原 潔
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	投資信託企画部 茶木 健
<b>【電話番号】</b>	03 - 5533 - 4608
<b>【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】</b>	ニッセイ日本インカムオープン（年1回決算型）
<b>【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】</b>	当初設定額 100万円 継続募集額 上限2兆円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月9日をもって提出した有価証券届出書（平成25年9月27日、平成25年9月30日および平成25年10月4日をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み、以下「原届出書」ということがあります）の記載事項の一部に変更が生じるため、この点を訂正するものです。

## 【訂正の内容】

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### （５）【申込手数料】

#### <訂正前>

取得申込受付日の基準価額に1.05%（税抜1.0%）\_\_を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

\_\_ 手数料率は変更となる場合があります。

（略）

#### <訂正後>

取得申込受付日の基準価額に1.05%\_\_（税抜1.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

消費税率が8%になった場合は、1.08%となります。

\_\_ 手数料率は変更となる場合があります。

（略）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

###### <訂正前>

取得申込受付日の基準価額に1.05%（税抜1.0%）\_\_を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

\_\_ 手数料率は変更となる場合があります。

（略）

###### <訂正後>

取得申込受付日の基準価額に1.05%\_\_（税抜1.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

消費税率が8%になった場合は、1.08%となります。

\_\_ 手数料率は変更となる場合があります。

（略）

##### (3)【信託報酬等】

###### <訂正前>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜0.85%）以内の率をかけた額とし、信託報酬率（年率）とその配分は、各月1日から20日（20日が休業日の場合は翌営業日）までは当該月の前々月末、各月21日（20日が休業日の場合は翌営業日の翌日）から月末日までは当該月の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定するものとします。

新発10年固定利付国債 の利回り（終値）	信託報酬率 （年率）	委託会社	販売会社	受託会社
3%未満	0.4515% （税抜0.43%）	0.2100% （税抜0.20%）	0.2100% （税抜0.20%）	0.0315% （税抜0.03%）
3%以上 4%未満	0.5670% （税抜0.54%）	0.2625% （税抜0.25%）	0.2625% （税抜0.25%）	0.0420% （税抜0.04%）
4%以上 5%未満	0.7875% （税抜0.75%）	0.3675% （税抜0.35%）	0.3675% （税抜0.35%）	0.0525% （税抜0.05%）
5%以上	0.8925% （税抜0.85%）	0.4200% （税抜0.40%）	0.4200% （税抜0.40%）	0.0525% （税抜0.05%）

（略）

###### <訂正後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬率（年率）とその配分は、各月1日から20日（20日が休業日の場合は翌営業日）までは当該月の前々月末、各月21日（20日が休業日の場合は翌営業日の翌日）から月末日までは当該月の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定するものとします。

新発10年固定利付 国債の利回り(終値)	信託報酬率	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
3%未満	0.4515% <sup>1</sup> (税抜0.43%)	0.20%	0.20%	0.03%
3%以上 4%未満	0.5670% <sup>2</sup> (税抜0.54%)	0.25%	0.25%	0.04%
4%以上 5%未満	0.7875% <sup>3</sup> (税抜0.75%)	0.35%	0.35%	0.05%
5%以上	0.8925% <sup>4</sup> (税抜0.85%)	0.40%	0.40%	0.05%

1 消費税率が8%になった場合は、年率0.4644%となります。

2 消費税率が8%になった場合は、年率0.5832%となります。

3 消費税率が8%になった場合は、年率0.8100%となります。

4 消費税率が8%になった場合は、年率0.9180%となります。

(略)

#### (4)【その他の手数料等】

##### <訂正前>

(略)

##### 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00210% (税抜0.002%)
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00315% (税抜0.003%)
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00525% (税抜0.005%)
10億円以下 の部分	年 0.03150% (税抜0.030%)

(略)

##### <訂正後>

(略)

##### 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00210% (税抜0.002%)
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00315% (税抜0.003%)
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00525% (税抜0.005%)
10億円以下 の部分	年 0.03150% (税抜0.030%)

消費税率が8%になった場合は、以下の通りとなります。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00216% (税抜0.002%)
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00324% (税抜0.003%)
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00540% (税抜0.005%)
10億円以下 の部分	年 0.03240% (税抜0.030%)

(略)

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### <訂正前>

(略)

申込手数料

取得申込受付日の基準価額に1.05%(税抜1.0%)\_\_を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

\_\_ 手数料率は変更となる場合があります。

(略)

#### <訂正後>

(略)

申込手数料

取得申込受付日の基準価額に1.05%\_\_(税抜1.0%)を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

消費税率が8%になった場合は、1.08%となります。

\_\_ 手数料率は変更となる場合があります。

(略)

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報」「第2 その他の関係法人の概況」「1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、以下の通り記載内容を訂正いたします。なお、記載のない項目につきましては、変更はございません。

（ 略 ）

#### （2）販売会社

（平成25年3月末現在）

a . 名称	b . 資本金の額	c . 事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250百万円	